

決 裁	事務局次長	課長	課長補佐	係長	係	貸付決定金額	万円					
貸付番号						貸付種類	倍率	団信	償還回数	決裁年月日	令和	
2 0 0 0 0										年 月 日		
据置(猶予)期間						無	R		~	R	送金年月日	令和
										(貸付日)	年 月 日	

## 特別貸付(入学)申込書

※下の太枠内を記入してください。

組合員等記号番号	フリガナ		生年月日	資格取得年月日		
—	氏名		昭和・平成 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日		
申込金額	万円	償還方法 (いずれかに○を してください)	通常 (ボーナスなし) 421	通常 422	80万円以上選択可	
			短期 (3年) 423	短期 (6年) 424	短期 (3年)	短期 (6年)
修業年限等	申込の学校の 正規の修業年限 _____年		対象者 (いずれかに○を してください)	・組合員(本人) ・被扶養者 ・元被扶養者 ・被扶養者でない子 ・その他 ※被扶養者でない者は 続柄のわかる書類要	対象者氏名 ( )	
据置期間 (期間中は利息のみ 返済になります)	設ける ※修業年限の範囲内に限る (令和_____年_____月まで) 設けない				続柄 ( )	
団体信用生命保険 【任意】	【貸付償還中に仮受人が死亡または高度障害状態となった場合に返済を補てんする保険です。】 ・申込金額が10万円以上の場合はいずれかに○をつけ、加入の場合は団信加入申込書を別途添付してください。 ・なお、記入がない場合は非加入扱いとなります。また、団信に加入する場合に限り、債務返済支援保険に加入することができますので、いずれかに○をつけてください。債務返済支援保険の申込書は団信と兼用です。					
債務返済支援保険 【任意】	団信	加入・非加入	債務返済支援保険 (団信に加入した場合のみ記入)	加入・非加入	※据置期間中は加入不可	
給料月額	円		借入限度額	万円		
貸付申込月の正規 の勤務時間(注)	時間		貸付申込月の休業予定 (申請)時間(注)	時間		

三重県市町村職員共済組合貸付規則に基づいて、上記の金額を借り受けたいので申し込みます。

令和 年 月 日

借受申込人氏名

※借受申込人が署名してください。

三重県市町村職員共済組合貸付規則第8条第5項の規定に基づき、上記の記載事項及び関係書類について誤りがないことを確認しました。

令和 年 月 日

三重県市町村職員共済組合理事長 様

所属所長 職名

氏名

\* 申込時に費用の確認できる書類を添付してください。

(注)「貸付申込月の正規の勤務時間」及び「貸付申込月の休業予定(申請)時間」は、育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業その他病気休暇等により、条例の規定に基づき給料の一部が減額されている場合に記入してください。

# 入学貸付申込チェック表

申込内容を審査の上、必要に応じて追加の書類の提出をお願いすることがあります。申請はお早めをお願いします。

## 入学貸付申込について

- ◆ 対象となる学校は、学校教育法に規定される高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学(大学院を含む。)、高等専門学校、専修学校、各種学校及びこれらに相当する海外の教育機関です。
  - ・ 詳細は、貴所属所担当課又は当組合貸付貯金係にご確認ください。
- ◆ 対象者が被扶養者でない場合は、組合員との続柄がわかる書類を添付してください。
  - ・ 戸籍、組合員が世帯主である住民票等。続柄の記載のないものは不可。
  - ・ 該当者に係る過去の入学又は修学貸付で、提出済の場合は添付不要です。
- ◆ 貸付は必要な資金(6カ月以内に要する費用)の範囲内に限ります。入学の案内や振込書等、具体的な金額がわかる資料を添付してください。
  - ・ 対象者の氏名が記載されたものを添付してください。
  - ・ 授業料、下宿費用等については「修学貸付」をご利用いただけます。(年度単位で利用可)
  - ・ 食事代、大学生協の電子マネー、購買や食堂の金券、といったものは対象外です。
- ◆ 合格通知書の写し又は入学証明書を添付してください。
  - ・ 正式な書類の取得に時間がかかる場合は、合格したことがわかるものを先に提出してください。
- ◆ 申し込みは入学前(又は入学月内)に行ってください。支払済のものは、原則対象外です。やむを得ず支払ったものについては、「支払済みの事由に対して貸付を申し込む理由書」を添付してください。
  - ・ 理由書を基に審査を行います。貸付をお約束するものではありません。

### 「団体信用生命保険の「債務返済支援保険」について

就業不能になった際、返済金額(毎月の償還金)を補てんする任意加入の保険です。据置期間中は加入できませんが、元金の償還が開始されると申し込むことができます。貸付申込後に保険に加入する場合は、団体信用生命保険の更新時期に合わせる必要がありますので、加入を希望する場合は、据置期間が終了する2か月前に共済組合へお問い合わせください。

## 以下の内容を確認の上、チェックを付けてください。

- 借入については借入状況報告書に記載したとおりで、他に借入はありません。
  - ・ 内容に記載漏れ、虚偽があった場合、貸付金残額を一括返済していただく場合があります。
- 申込事由・内容が変更になった場合、速やかに申し出ます。また、不要額が発生した場合は、速やかに返済します。
  - ・ 退学した、必要額が減少した等の場合、不要額を返済していただきます。
- 組合員の資格を喪失した場合、退職手当等が支給された場合は、貸付残額を一括返済します。
  - ・ 退職後に引き続き再任用や会計年度任用職員として勤務する等、当組合の組合員資格が継続する場合でも、地方自治法に規定する退職手当(相当する手当を含む。)が支給された場合は、一括返済の対象となります。

上記を理解の上、貸付を申し込みます。

記号：

番号：

氏名：

※ 貸付金の振込先口座(給付金受取口座)を変更したい場合は「組合員申告書(給付金受取口座変更)」のコピーを貸付申込書に添付してください。「組合員申告書(給付金受取口座変更)」の提出については、貴所属所担当課にご確認ください。